二　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準については、告示別表第一の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

三　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大衡村、色麻町
山形県	天童市、中山町、西川町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、南会津町、三島町、鮫川村、三春町
茨城県	下妻市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町
埼玉県	袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
千葉県	青梅市、清瀬市、武蔵村山市
東京都	南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村
神奈川県	加茂市
新潟県	道志村、小菅村、丹波山村
山梨県	飯田市
長野県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
静岡県	泉南市、四條畷市
大阪府	三宅町
奈良県	海南市、新宮市、紀美野町、古座川町
和歌山県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
鳥取県	有田町
佐賀県	諫早市、平戸市、松浦市
長崎県	玉東町
熊本県	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○総務省告示第百十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十三号）附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。